

調査計画全文

1 調査の名称

建設機械動向調査

2 調査の目的

本調査は、建設業等に対する建設機械の販売台数等を把握し、国内における建設機械保有台数の現況並びに流通現況の実態を明らかにし、建設機械需要の予測、災害復旧の対応能力の推定等、建設機械行政の基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲 全国

(2) 属性的範囲 ① 別表に掲げる建設機械を製造かつ販売している企業

② 別表に掲げる建設機械を輸入し、国内に販売している企業

4 報告を求める者

(1) 数 90社

(2) 選定の方法 (■全数 □無作為抽出 □有意抽出)

母集団名簿として、(一社)日本建設機械工業会及び(一社)日本建設機械施工協会の会員企業名簿のほか、環境対策型建設機械等の型式届出資料を基に作成した名簿を用いる。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項 (詳細は調査票を参照)

①報告者の基本情報 (企業名、企業の所在地等)

②新品建設機械の販売台数

③使用者の所有する建設機械に対する管理台数

(2) 基準となる期日又は期間

前記(1)②は調査実施年度の前年度1年間の実績、それ以外の事項は調査実施年度の前年度3月末現在

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織 国土交通省－報告者

(2) 調査方法 (□調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 ■その他 (FAX))

国土交通省は、報告者に対し、調査票を郵送及び電子メールにより配布する。

報告者は、調査票に記入し、郵送、電子メール又はFAXのいずれかの方法により調査票を提出する。

なお、電子メールの送受信にあたっては、調査票情報が保存されているファイルに対して、報告者ごとに異なるパスワードを設定したセキュリティ対策を講ずることとする。また、FAXの送信にあたっては、調査票の送信前後に、報告者と国土交通省の双方において、調査票の送付・受取の確認連絡によるセキュリティ対策を講ずることとする。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

2年

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

平成30年12月～平成31年1月

8 集計事項

(1) 建設機械の機種別・規格別購入台数 ^(注1)

- ・地域別 ^(注2) の新品建設機械の購入台数
- ・業種別 ^(注3) の新品建設機械の購入台数

(2) 主要建設機械及び環境対策型建設機械の機種別・規格別管理台数、推定保有台数及び推定普及台数

- ・地域別の主要建設機械の管理台数
- ・業種別・地域別の主要建設機械の推定保有台数
- ・地域別の環境対策型建設機械、超小旋回型機種、ICT施工機器の管理台数
- ・環境対策型建設機械、超小旋回型機種、ICT施工機器の推定普及台数
- ・業種別・地域別の環境対策型建設機械、超小旋回型機種、ICT施工機器の推定保有台数

(注1) 製造業者の販売台数を、最終需要者の購入台数とみなして集計する。

(注2) 地域別とは、全国、北海道、東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州、沖縄の区分で集計することを指す。

(注3) 業種別とは、建設業、建設機械器具賃貸業等、官公庁等、農業、林業及び漁業、採石業、砂・砂利・

玉石採取業、その他、不明の区分で集計することを指す。

ただし、「建設機械の推定保有台数」及び「環境対策型建設機械、超小旋回型機種、I C T施工機器の推定保有台数」については、建設業、建設機械器具賃貸業等、官公庁等、その他、不明の区分で集計することを指す。

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

印刷物及びインターネット（e-stat）により公表する。

(2) 公表の期日

調査実施年度の翌年度4月末までに行う

10 使用する統計基準

建設機械の使用者の業種区分において日本標準産業分類を使用する。ただし、官公庁等に係る業種区分については、日本標準産業分類に該当する分類がないため使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

調査票情報区分	保存期間	保存責任者
記入済み調査票	1年間	国土交通省総合政策局 公共事業企画調整課長
調査票の内容を記録した電磁的記録	常用	国土交通省総合政策局 公共事業企画調整課長



統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

建設機械動向調査票 (平成29年度分)

秘：この調査票は、建設機械動向に関する統計作成のためだけに使用され、課税等個々の企業に利害関を生ずるような目に使用されることは絶対にありません。

お願い

- ◎ 平成29年度(平成29年4月1日～平成30年3月31日)又は、平成30年3月31日現在の実績についてお答えください。
- ◎ 調査票に記入する前に別冊の記入要領をよく読んでください。
- ◎ 調査票は、平成31年1月21日までに必ず着信するように信してください。
- ◎ 製造・販売について、複数企業にまたがっている場合は原則として製造企業の側で記入してください。(記入要領1. ①(1)参照)
- ◎ 実績のない企業は、その旨を記入し、返信してください

企業名				法人番号	
企業の所在地					
	電話:				
本調査票の記入内容について照会を受けた場合回答できる者	電話:				
	氏名:				

* 記入しないでください。	
区分	*
整理番号	*

経済産業省・国土交通省

(別表に示す建設機械の規格の1区分について1枚の調査票回答シートを作成してください。)

秘

①	機械名		規格名		コード番号															
	新品建設機械の販売台数（平成29年度）							管 理 台 数（注1）（H30.3 在）												
	建設業 建設機械器具賃 業等 官公庁等 農業、林業及び漁 業 採石業、砂・砂利・ 玉石採取業 その他 不明のもの 合計							※管理台数のうち下記の区分にあてはまる機械、機種の台数を記入し さい。												
								環境対 建設機械(注2)								超小旋回型機種(注3)		ICT施工 機器		
								超低騒音 型建設機 械	低騒音型 建設機械	低振動型 建設機械	低炭素型 建設機械	燃費基準 達成建設 機械	第 準値 機種	第2次基 準値指定 機種	指 オ フ 2006年基準 適合表示を付 した建設機械	は 法 における 2011年基準 適合表示を付 した建設機 械	オ フ 法 における 2014年基準 適合表示を付 した建設機 械			超小旋回 型油圧ショ ベル
北海道地域						0														
東北地域						0														
関東地域						0														
北陸地域						0														
中部地域						0														
近畿地域						0														
中国地域						0														
四国地域						0														
九州地域						0														
沖縄地域						0														
全国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- （注1）管理は次の機種についてのみしてください。
1. 履帯式ブーザ（ハンドガイドを除く）[コード:012、013、014]
 2. 油圧式ショベル系掘削機（ハンドガイドを除く）[コード:041、042、043]
 3. 機械ローショベル系掘削機（クローラクレーンを含む）[コード:051、052、053]
 4. 履帯式トラショベル（クローラローダ）[コード:061]
 5. 車輪式トラショベル（ホイールローダ）[コード:071、072、073]
 6. 油圧式トラクレーン[コード:101、102、103]
 7. ホイールン（ラフテレーンクレーンを含む）[コード:115、116]
 8. バイルドバ[コード:131]
 9. アースオー[コード:141]
 10. 大口削機（オールケーシング、リバース、アースドリル）[コード:151]
 11. 油圧圧入引抜機[コード:155]
 12. 大力[コード:161]
 13. モグレーダ（除雪グレーダを含む）[コード:181、182]
 14. ローラ（搭乗式）（マカダム、タンデム）[コード:191]
 15. ヤローラ（搭乗式）[コード:201]
 16. 振動ローラ（搭乗式）（コンバインドローラを含む）[コード:211]
 17. コンクリートポンプ（車輛搭載式）[コード:252]
 18. アスファルトフィニッシャ[コード:271、272]
 19. 空気圧縮機（15kW以上）[コード:291]
 20. 発動発電機（15kW以上）[コード:301]
 21. 路面切削機[コード:331]

（注2）環境対策型建設機械の欄には、超低騒音型建設機械、低騒音型建設機械、低振動型建設機械、低炭素型建設機械、燃費基準達成建設機械及び排出ガス対策型建設機械（第1次基準値、第2次基準値、第3次基準値）として貴社が国土交通省から指定を受けた機種の数を入力して下さい。また、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（オフロード法）における基準適合表示（2006年基準、2011年基準及び2014年基準）を付した機種の数についても記入願います。（詳しくは、記入要領を参照して下さい。）

（注3）超小旋回型機種の欄には、油圧式ショベル系掘削機（コード:041、042、043）についてのみその管理台数を記入して下さい。（詳しくは、記入要領を参照して下さい。）

* 記入しないでください。

区分	*
整理番号	*

【別表】調査対象建設機械及び規格の区分一覧表

(注1)販売台数調査はすべての機種を対象とします。管理台数調査は●が付いた機種を対象とします。

(注2)環境対策型建設機械(超低騒音型建設機械、低騒音型建設機械、低振動型建設機械、排出ガス対策型建設機械(第1次基準値、第2次基準値、第3次基準値))として国土交通省から指定を受けた機種及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号:オフロード法)における基準適合表示の付された機種の管理台数調査は、●が付いた機種を対象とします。

※ただし、「△」印は3次基準値のみを対象とします。

(注3) 超小旋回型油圧ショベル及び後方超小旋回型油圧ショベルの管理台数調査は、●が付いた機種(コード:041、042、043)のみ対象とします。なお、同油圧ショベルとは日本工業規格(JIS A8340-4[土工機械-安全-第4部:油圧ショベルの要求事項 平成16年3月25日制定]記入要領参照)を満たした機械です。

[illegible]

	機械名	規格	区分	コード	販売 台 数 調 査	管 理 台 数 調 査														超小旋回型 機種	後方超小旋回型 油圧ショベル	I C T 施 工 機 器	
						管理 台 数 合 計	環境対策型機種										排出ガス対策型・ オフロード法						
							超低騒音型建設機械	低騒音型建設機械	低振動型建設機械	低炭素型建設機械	燃費基準達成建設機械	第1次基準値	第2次基準値	2006年基準	第3次基準値又は オフロード法	2011年基準	オフロード法	2014年基準	オフロード法				
																							(※)
せん孔機械	大型ブレーカ	油圧式		161	●	●																	
	クローラドリル			171	●																		
整地・転圧機械	モータグレーダ (除雪グレーダを含む)	ブレード長	3.6m未満	181	●	●													●				
			3.6m以上	182	●	●												●					
	ロードローラ(搭乗式) (マカダム、タンデム)	自重(ウエイトなし)		191	●	●	●	●			●	●	●	●				●					
	タイヤローラ(搭乗式)	自重(ウエイトなし)		201	●	●	●	●			●	●	●	●				●					
	振動ローラ (コンバインドローラを含む)	搭乗式		211	●	●	●	●			●	●	●	●	●				●				
コンクリート・アスファルト機械	コンクリートプラント	型式	重力式	221	●																		
			強制練式	223	●																		
	コンクリートフィニッシャ			231	●																		
	コンクリートミキサ			232	●																		
	トラックミキサ (アジテータトラックを含む)			241	●																		
	コンクリートポンプ	型式	定置式	251	●																		
			車両搭載式	252	●	●	●	●															
	アスファルトプラント			261	●																		
	アスファルトフィニッシャ	最大舗装幅	3.5m未満	271	●	●	●	●				●	●	●	●	●			●				
			3.5m以上	272	●	●	●	●				●	●	●	●	●			●				
トンネル掘削機	シールド掘進機			282	●																		
	小口径管推進機			283	●																		
	自由断面トンネル掘進機			284	●																		
	トンネルジャンボ (ドリルジャンボ)			285	●																		
その他	空気圧縮機(15kW以上)	可搬式・半可搬式		291	●	●	●	●				●	●	△ 3次基準値のみ									
	発動発電機(15kW以上)	可搬式・半可搬式		301	●	●	●	●				●	●	△ 3次基準値のみ									
	ロータリ除雪車			311	●																		
	路面清掃車			321	●																		
	路面切削機			331	●	●													●				
	高所作業車	トラック架装のもの		341	●																		
		その他のもの		342	●																		
	自走式破砕機	コンクリート・木材用		351	●																		
	油圧ユニット			361	●																		

※「△」印は3次基準値のみ対象とします。

建設機械動向調査 調査の必要性

①調査の必要性

当該調査結果は、建設機械の需要予測、建設機械行政等の基礎資料として利用するものである。

1. 建設機械の需要予測

建設機械の販売台数・保有台数から需要のトレンドを計る基礎資料である。

保有台数を推計する調査としては本調査以外になく、国内建設業の市場規模及び建設機械の普及状況等を掴むデータとして活用している。

2. 排出ガスの総量算出

国土交通省所管の直轄工事において、排出ガス対策型建設機械の使用の原則化をかけようとする場合に、排出ガス対策型建設機械が全国的にある程度の普及が図られたという判断に基づき使用の原則化を行う。それらの判断を行う際に、排出ガス対策型建設機械の保有台数等のデータを活用している。

経済産業省・国土交通省等が所管する「特定特殊自動車排ガスの規制等に関する法律（オフロード法）」及び環境省が所管する「地球温暖化対策の推進に関する法律」における排ガス基準の今後の更なる強化にあたって、法基準適合車の普及状況を把握するため、保有台数のデータを活用している。

今後、規制強化にあたって極めて重要なデータとなる。

3. 生産性革命関連施策の立案

情報化施工機器の普及状況を調査できることから、生産性向上や現場安全性向上を目的とした i-Construction 関連施策の展開を検討する際の基礎資料として活用している。

4. 環境対策型建設機械の普及促進

経営基盤が脆弱な中小企業者に対し、環境性能等がよい建設機械の導入を促進する措置を検討する際の基礎資料として活用している。

5. 災害復旧・復興対応

本調査の地域毎の集計により建設機械台数の把握が可能であることから、被災地に必要な資機材、投入量の精度を向上させる基礎資料として活用している。

6. 工事積算の適正化

リース・レンタル業者への販売傾向を調査できるため、建設業者が、どの地域、どの機種で、建設機械を購入ではなくリースで調達しているかを知ることができる。近年のトレンドとしてリース・レンタル業へのシフトが進んでおり、工事積算の際の、機械経費の積算方法の検討材料として使用している。

い。